(2)　市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該増改築等をした増改築対象家屋が災害により滅失をしたことにより住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに特定受贈者の居住の用に供することができなくなつたことを明らかにするもの

ホ　災害に基因するやむを得ない事情により住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに増改築対象家屋の増改築等ができなかつた場合　次に掲げる書類

(1)及び(3)（工事完了年月日及び工事費用の額等を明らかにするものを除く。）に掲げる書類

(2)　ハ(2)に掲げる書類

(3)　災害に基因するやむを得ない事情により住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに当該増改築対象家屋の増改築等ができなかつたことを明らかにする書類

(4)　当該増改築等をした増改築対象家屋の工事が完了したときは遅滞なくイ(2)及び(3)（工事完了年月日及び工事費用の額等を明らかにするものを除く。）に掲げる書類を増改築適用年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類で、当該工事の完了予定日及び特定受贈者の居住の用に供する予定時期の記載があるもの

第二十三条の五の二第十一項中「第四十条の四の二第十一項」を「第七十条の二第八項」に、「第七十条の二第十四項」を「第四十条の四の二第十三項」に改め、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　施行令第四十条の四の二第十四項の規定により法第七十条の二第十四項の規定を読み替えて適用する場合における第四項から第六項まで及び前項の規定の適用については、第四項中「法第七十条の二第十四項に規定する申告書又は更正請求書」とあるのは「施行令第四十条の四の二第十四項の規定により読み替えて適用する法第七十条の二第十四項」と、「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」と、前項中「同条第十四項」とあるのは「施行令第四十条の四の二第十四項の規定により読み替えて適用する法第七十条の二第十四項」と、「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」とする。

第二十三条の五の三第七項中「及び第十六項第一号イ」を「、第九項及び第十八項第一号イ」に、「提出した」を「提出又は提供をした」に、「記載した」を「記載又は記録をした」に、「記載した書類」を「記載又は記録をした書類（電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。次項及び第十一項において同じ。）を含む。）」に改め、同条第二十一項を同条第二十三項とし、同条第十項から第二十項までを二項ずつ繰り下げ、同条第九項第一号中「法第七十条の二の二第七項に規定する」を削り、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　取扱金融機関の営業所等は、受贈者から提供を受けた電磁的記録に限る。）を前項第一号に定める方法により保存する場合には、当該電磁的記録の保存をする場所に当該電磁的記録を電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしなければならない。

第二十三条の五の三第八項の次に次の一項を加える。

9　法第七十条の二の二第一項の規定の適用を受ける受贈者は、電磁的記録で作成された同条第七項に規定する領収書等（以下第十一項までにおいて「領収書等」という。）を同条第七項の規定により取扱金融機関の営業所等に提供する場合には、当該領収書等に記録された教育資金の支払の金額その他の事項について、当該取扱金融機関の営業所等がディスプレイの画面への表示ができるようにするための措置を講じなければならない。

第二十三条の五の四第二項第二号中「第六条の四第一項」を「第六条の四」に改める。

第二十三条の六第四項中「第七十条の三第十二項」を「第七十条の三第十三項」に改め、同項各号を次のように改める。

一　耐震基準（法第七十条の三第三項第三号に規定する耐震基準をいう。以下この条において同じ。）に適合するものであることにつき施行令第四十条の五第三項の証明を受けようとする家屋　次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ　当該家屋の登記事項証明書（当該家屋が施行令第四十条の五第一項各号のいずれかに該当することが当該登記事項証明書に記載された事項によつて明らかでないときは、当該登記事項証明書及び同項各号のいずれかに該当することを明らかにする書類）及び当該家屋が耐震基準に適合する旨を証する書類で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるもの

ロ　災害（法第七十条の二第八項第一号に規定する災害をいう。次項第二号及び第九項において同じ。）に基因するやむを得ない事情により法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金（以下この条において「住宅取得等資金」という。）を贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。）により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに当該家屋の取得ができなかつた場合　当該家屋の取得をしたときは遅滞なくイに定める書類を住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

二　経過年数基準（法第七十条の三第二項第三号に規定する経過年数基準をいう。）に適合するものであることにつき施行令第四十条の五第三項の証明を受けようとする家屋　次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ　ロに掲げる場合以外の場合　当該家屋の前号イに規定する登記事項証明書

ロ　前号ロに掲げる場合　当該家屋の取得をしたときは遅滞なくイに定める書類を住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

第二十三条の六第五項第一号中「法第七十条の三第三項第五号に規定する」を「（次号及び第九項において「住宅取得等資金」という。）」及び「（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。次号及び第九項において同じ。）」を削り、同項第二号中「おいて、」を「おいて」に、「場合」を「場合又は災害に基因するやむを得ない事情により同日までに増改築対象家屋の増改築等ができなかつた場合」に改め、同条第八項中「第四項第一号イ」を「第四項第一号イ」に改め、同条第九項中「同条第八項」を「同条第十二項」に改め、同項第一号に次のように加える。

二　住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに住宅用家屋の法第七十条の三第一項第一号に規定する新築又は取得をした場合において、当該住宅用家屋が災害により滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。(2)、次号ニ及び第三号ニにおいて同じ。）をしたことにより同日までに特定受贈者の居住の用に供することができなくなつたとき　次に掲げる書類

(1)　イに定める書類

(2)　市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該新築又は取得をした住宅用家屋が災害により滅失をしたことにより住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに特定受贈者の居住の用に供することができなくなつたことを明らかにするもの

ホ　災害に基因するやむを得ない事情により住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに住宅用家屋の法第七十条の三第一項第一号に規定する新築又は取得ができなかつた場合　次に掲げる書類

(1)　イ(2)を除く。）に定める書類

(2)　ハ(2)に掲げる書類

(3)　災害に基因するやむを得ない事情により住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅用家屋の新築又は取得ができなかつたことを明らかにする書類

(4)　当該住宅用家屋の新築又は取得をしたときは遅滞なくイ(2)に掲げる書類を適用年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類で、当該新築又は取得の予定時期及び特定受贈者の居住の用に供する予定時期の記載があるもの

第二十三条の六第九項第二号に次のように加える。

ニ　住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに住宅用家屋の法第七十条の三第一項第二号に規定する取得をした場合において、当該既存住宅用家屋が災害により滅失をしたことにより同日までに特定受贈者の居住の用に供することができなくなつたとき　次に掲げる書類

(1)　イに定める書類

(2)　ハに掲げる場合には、ハ(1)(ii)及び(iii)に掲げる書類

(3)　市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該取得をした既存住宅用家屋が災害により滅失をしたことにより住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに特定受贈者の居住の用に供することができなくなつたことを明らかにするもの